2023年 5月 1日 No.254　　発行責任者 田中 孝史

第254号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

特別一時金の支給

週３０時間以上は７万円

4月25日、日本郵政グループから「特別一時金の支給の詳細」が下記の内容でされてきました。

本部は23春闘で「物価高騰に伴う緊急措置として特別手当」を要求しました。この要求に会社は、「2022年度において、コロナ禍でも業務運行確保に尽力した働く社員・組合員のモチベーション及び近年に経験のない物価上昇を考慮した対応として、今回限りの措置として、全社員に対し『特別一時金』を支給する」と回答。

今回の特別一時金は、正社員と非正規社員は同額の7万円(1 週間の所定労働時間による差はある)となっており、支給額で格差を設けなかったのは、労働契約法20条裁判をはじめとした私たちの運動の成果です。しかし、3月31日付けで退職する社員は「支給対象外」です。会社回答にもあるように「コロナ禍でも業務運行確保に尽力した社員」に応えるのであれば、2022年度末まで勤務し、約3年間にわたりコロナ禍でも奮闘した社員は支給対象とするべきです。この点を本部は主張しましたが、「5月時点で在職していない社員は支給できない」と回答。

また、4月1日の新入社員も「支給対象外」となっています。

1週間の所定労働時間	支給額
30時間以上	一律70、000円
20時間以上30時間未満	一律35、000円
20時間未満	一律17、500円

※支給日は2023年5月24日（水）